

## 令和7年度協働事業提案制度「ええやん！やってみよっ！」について

協働事業提案制度「ええやん！やってみよっ！」は、「協働・共創のまちづくり」の理念に基づき、自ら主体となり多様な連携・協働で公益性のある事業を行う市民を応援する制度です。三田市内に在住・在勤・在学する方やグループを対象として事業費の一部を補助します。

### 記

#### 1 ねらい

協働事業提案制度は、市民・団体・企業などがそれぞれの視点と多様な連携・協働の中で地域課題を解決すること、地域活動の担い手を広げることが目的としています。

#### 2 制度の特徴

市民・団体・企業などが連携して事業を行うことを補助の条件にしています。これにより地域課題の解決につながる連携・協働の輪が市内に複数形成されております。

※令和4年度9件、令和5年度15件、令和6年度13件と積極的に制度を活用いただいています。

#### 3 事業の対象・申請条件

本制度の支援対象は、三田市の全市民を対象とする公益性のある事業で、地域社会の課題解決が意識されていること。また、事業実施にあたって他の団体・グループや個人（参加者）などと人材・特技・資金提供等（手法）の連携・協働が一つ以上盛り込まれている事業であることが必要です。

#### 4 支援のコース

##### ① スタート支援コース

新たに実施しようとする公益的事業に要する初期費用の一部を補助  
上限10万円／1提案

##### ② ステップアップ支援コース

実績がある公益的事業の定着等を図る提案について、事業費の一部を補助  
上限20万円／1提案

## 5 令和6年度の実績

令和6年度の制度利用状況

申請数：14件(スタート支援コース：6件、ステップアップ支援コース：8件)

採択数：13件(スタート支援コース：6件、ステップアップ支援コース：7件)

補助金交付額：1,920,000円(概算払い)

## 6 年間スケジュールについて

・申し込み期間：令和7年2月1日(土)～2月28日(金)まで

・採択団体審査(公開プレゼンテーション)：4月下旬

昨年度は6月に採択団体を決定する公開プレゼンテーションを行っていましたが、制度を利用した団体からの要望により、年度のより早い時期から補助金を活用した事業を開始できるように、公開プレゼンテーションの日程を4月下旬に早めることを予定しています。



あなたのチャレンジを応援します！



令和7年度 協働事業提案制度

# ええやん！ やってみよっ！

みんなを笑顔にする、困りごとを助ける、地域を元気にすることがしてみたい！  
あなたのそんな提案を「協働・共創のまちづくり」を目指す三田市が応援します。

市民活動団体や地域団体、学生グループなどのご応募をお待ちしています！

## 1 スタート支援コース

上限 **10** 万円

新たに実施しようとする公益的事業に  
要する初期費用の一部を補助

## 2 ステップアップ支援コース

上限 **20** 万円

実績がある公益的事業の定着等を図る  
提案について事業費の一部を補助

### 連携・協働ってどんなこと？

知識やノウハウの共有

なるほどね～ / こんな方法もあるよ！



事業の仲間を募る

この指と～まれっ！

クラウドファンディングや  
寄附で資金を増やす

協力します！ / ありがとう！



同じ目的に向かって、役割分担をしながら一緒に事業を行うこと

**可能性は無限大！ ぜひ、一歩を踏み出してみませんか？**

申請受付

令和7年 **2月1日(土)** から **2月28日(金)**

## 1 支援対象事業

本制度の支援対象事業は、三田市の全市民を対象とする公益性のある事業のうち、以下の要件に該当するものとします（書類審査または採否の判断材料になります）。

また、事業提案の代表責任者は、三田市内に在住・在勤・在学されている方とします。

- 次の要件をすべて満たしていること。
  - ・ 事業計画に、他の団体・グループや参加者など人材・特許資金提供等の連携・協働が、1つ以上組み込まれていること。
  - ・ 全市民を対象（地区や年齢に関わらず、誰でも参加や利益を受けることができる）とした事業であること。
  - ・ 非営利事業として企画・実施され、新規性や継続性が高い事業であること。
  - ・ 地域社会の課題解決が意識されていること。
  - ・ 令和7年度中(令和8年3月31日まで)に一定の成果が確認できる事業であること。
- 次のいずれにも該当していないこと。
  - ・ 特定の個人または団体、あるいは提案者や協働団体が主に利益を受ける事業
  - ・ 既存事業の単なる予算の付け替え事業
  - ・ 営利活動や勧誘活動に相当する事業
  - ・ 趣味、愛好サークル、親睦会など参加者の負担ですべき活動
  - ・ 三田市から他の補助金・交付金等の交付を受ける事業
  - ・ 政治的、宗教的な意見や思想の普及とみなされる事業
  - ・ 暴力団および暴力団員等の関与や統制下で行われる事業

## 2 申請コース

### ●スタート支援コース

新たに実施しようとする公益的的事业に要する初期費用の一部を補助します。

申請限度：1年度1団体1事業限り  
補助金額：事業に要する経費の100%以内で上限10万円  
(100円単位、端数は切り捨て)

### ●ステップアップ支援コース

実績がある公益的的事业の定着等を図る提案について、事業費の一部を補助します。

申請限度：1年度1団体1事業限り（連続して2年度まで）  
※年度ごとに申請・審査があり、継続して補助を受けられない場合があります。  
補助金額：事業に要する経費の90%以内で上限20万円  
(100円単位、端数は切り捨て)

● 予算計画について十分に精査した上で、必要な額で申請してください。審査において、補助金交付額を減額する場合があります。

## 3 申請方法と受付期間

- 方法 (①②のいずれか)
  - ① 市民活動推進プラザの窓口へ持参し、申請内容確認
  - ② メールでデータを提出後、電話やリモートで申請内容確認
- 受付期間 (相談は随時受付)  
**令和7年2月1日(土) から 2月28日(金)**  
(10時～12時30分・13時30分～17時、水曜日・日曜日・祝日を除く)
- 令和7年度予算の議決内容により、募集要領を変更することがあります。

## 4 スケジュール

時期	主な手続き
2月	事前相談(市民活動推進プラザ) 申請書の提出
3月～4月	一次審査(書面) 二次審査(公開プレゼンテーション)
4月～5月	補助金交付決定
3月	実績報告書の提出
3月	精算
6月	公開報告会

## 5 審査について

- 一次審査
  - ・ 申請書類の形式や内容について審査します。
  - ・ 応募提案数が25件を超えた場合は、内容評価も実施し、上位25件を公開プレゼンテーション実施提案として選定します。
- 二次審査
  - ・ 審査員が、申請書類と公開プレゼンテーションの内容を審査します。
- 公開プレゼンテーション
  - ① プレゼンテーション(6分)  
パワーポイント、もしくは模造紙を使用し、申請事業の内容をPRしてください。
  - ② 審査員質疑(5分)  
審査員が申請内容について質問します。
- スタート支援コースの合格提案から優先的に補助金を交付し、残予算の範囲内でステップアップ支援コースの合格提案の得点上位から順に交付します。合格点に達していても、補助金の交付を受けられない場合があります。



事前相談・お問い合わせは **市民活動推進プラザ** まで

三田市駅前町2番1号 三田駅前一番館(キッピーモール)6階  
TEL: 079-559-5168 FAX: 079-559-5169  
E-mail: kippy-suishin@bz04.plala.or.jp

こんな活動は補助の対象?一緒に活動する団体を紹介してほしい!など

**迷う前にお気軽にご相談ください!**

制度の詳細、申請様式等は  
市ホームページから  
ご覧いただけます



三田市役所 市民生活部 協働推進課

三田市三輪2丁目1番1号 TEL: 079-559-5039 FAX: 079-562-3555 E-mail: kyodo@city.sanda.lg.jp